

【豊郷町結婚新生活支援事業費補助金】

新婚さんの新生活を応援します

～豊郷町では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用・リフォーム費用の補助を行っています～

●補助対象経費

- ①住宅取得費（住宅の購入費）
- ②住宅賃貸費（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料）
- ③引越費用（町内に引越した場合に引越業者・運送業者に支払った費用）
- ④リフォーム費用

●補助金額

婚姻年月日	年齢	所得上限額	補助金額（対象経費の合計限度額）
令和4年1月1日から令和5年3月15日まで	39歳以下	400万円	30万円
令和4年1月1日から令和5年3月15日まで	29歳以下	400万円	60万円

●補助対象者

補助金を申請する時点で、次の①から⑧までに当てはまる夫婦が対象となります。

- ① 令和4年1月1日から令和5年3月15日までに婚姻届を提出し、受理されていること。
- ② 豊郷町内の住宅を購入・賃借・リフォームする契約を締結し、購入・賃借・リフォームした住宅の住所に転入（転居）届を提出していること。（住宅取得費、住宅賃貸費およびリフォーム費の補助を申請する場合）
- ③ 豊郷町内の住所に転入（転居）届を提出していること。（引越費用の補助を申請する場合）
- ④ 令和4年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）の夫婦の所得を合算した金額が所得上限未満であること。
※婚姻を機に離職・転職した場合は、離職・転職した翌月の収入から算出した所得の金額
※貸与型奨学金を返済している場合は、貸与型奨学金の年間返済額を所得から控除した金額
- ⑤ 他の公的制度による家賃扶助を受けていないこと。
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- ⑦ 町税等を滞納していないこと。
- ⑧ 新婚夫婦の年齢が39歳以下であること。

●申請期間

令和4年5月16日（月）から令和5年3月15日（水）まで

●必要書類

共通書類		豊郷町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書
		婚姻後の戸籍謄本
		申請者および配偶者の所得証明書
		申請者および配偶者の町税完納証明書・町納付金完納証明書
婚姻を機に離職または転職した場合に必要な書類		離職・転職した翌月の申請者および配偶者の給与支払明細書
貸与型奨学金を返済している場合に必要な書類		令和3年1月1日から令和3年12月31日までの返済額が分かる書類
必要書類 経費ごとに	住宅取得費	住宅の登記事項証明書
		売買契約書
		領収書
	住宅賃貸費	賃貸借契約書
		領収書
		申請者および配偶者の住宅手当支給証明書（給与所得者のみ）
	引越費用	領収書
リフォーム費用	契約書、領収書	